

## 学校自己評価実施規程

### (趣旨)

第1条 この規定は、宝塚市立看護専門学校学則（平成7年規則第18号。以下「学則」という。）第34条第1項に規定する自己評価の実施方法について必要な事項を定めるものとする。

### (自己評価の種類と定義)

第2条 自己評価は、学校運営評価及び授業評価とする。

2 学校運営評価は、教育機関としての運営状況を包括的に判定する評価とする。

3 授業評価は、学生による教育方法および内容の評価・学生個人の自己評価並びに教員自己の教育方法及び内容の評価とする。

### (学校運営評価)

第3条 学校運営評価の評価内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学校経営

(2) 教育課程・教育活動

(3) 入学・卒業対策

(4) 学生生活への支援

(5) 管理運営・財政

(6) 施設設備

(7) 教職員の育成

(8) 広報

(9) 地域活動

(10) その他

2 評価の実施は、毎年2月までに各自が行い集計した後3月に結果を出す。

3 評価は全教職員が行い、行った評価を参考にして、3月に委員会が最終評価を行う。

### (学生による授業評価)

第4条 学生による授業評価の評価内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 担当教員（非常勤講師を含む）の授業の進め方、授業内容の質

(2) 学生自身の取組み姿勢

2 学生による授業評価の実施は、担当教員（非常勤講師）全てについて行う。

3 学生による授業評価は、授業を受けた学生が行う。

(教員による自己評価)

第5条 教員による自己評価の評価内容は、次の各号に掲げるものとする

- (1) 授業の準備及び授業の実施結果。
  - (2) 学生による授業評価の結果を踏まえた授業内容の振り返り。
- 2 教員による自己評価の実施は、専任教員が行う。非常勤講師については、学生による授業評価結果を渡し、希望されない場合は口頭で調整し、自己評価を依頼する。
  - 3 教員による自己評価は、授業を行った教員が行う。

附 則

この規定は、令和2年2月1日から施行する。